護予防サービス基準」という。）第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

ヌ～ヲ　（略）

（法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第十九条　認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～七　（略）

八　法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十～十二　（略）

（地域住宅団地再生事業計画の記載事項等）

第二十七条　法第十七条の三十六第四項第五号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第五号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）

二　法第十七条の三十六第四項第五号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三　事業開始の予定年月日

四　当該有料老人ホームの管理者の氏名

五　当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

着型介護予防サービス基準」という。）第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

ヌ～ヲ　（略）

（法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第十九条　認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～七　（略）

八　当該事項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十～十二　（略）

（新設）

2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第五号イの実施主体の氏名及び住所

二　当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三　法第十七条の三十六第四項第五号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四　建物の規模及び構造並びに設備の概要

五　建築基準法第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

六　当該実施主体の直近の事業年度の決算書

七　当該有料老人ホームの運営の方針

八　入居定員及び居室数

九　市場調査等による入居者の見込み

十　職員の配置の計画

十一　老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二　老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十三　入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十四　入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十五　医療施設との連携の内容

十六　事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

十七　長期の収支計画